

## 朝日新聞の主張、日本歯科医師会の主張

2009年2月27日付け朝日新聞、2009年4月25日付け朝日新聞で、歯科医療費の不透明性を指摘する記事が掲載された。

2009年2月27日付け朝日新聞では、「歯科医療費 改定幅越す伸び」との見出しを付け、08年度上半期の歯科医療費の伸び（3.4%、これは休日等の影響を補正する前の数値。休日等の影響を補正すると2.8%となる）が、07年末に決定した診療報酬の引き上げ幅0.42%を大きく上回った点を指摘。「学会が実際の診療報酬の請求の上げ幅に膨らみをつくる役割をした」との日本歯科医学会の江藤会長の発言を挙げ、意図的に診療報酬増加を図ったのではないかと疑念を記載している。

2009年4月25日付け朝日新聞は、2009年2月27日付け朝日新聞に対し強い抗議を示した日本歯科医師会に対して弁明の場を設けた記事であるといっただろう。

お互いの主張は相容れない。2009年2月27日付け朝日新聞の大久保会長に対する質問そのものに歯科医療費に対する不信感がにじみ出ていると感じるのは私だけではないだろう。

大久保日本歯科医師会会長は記事に対して反論しているが、果たしてどちらの主張が正しいのだろうか。



まずは、日歯メルマガの関連コメントを一部引用してみる。

---

日歯メールマガジン-[No.094 09/03/09]

### ■日歯、朝日新聞報道に抗議

「国民に誤解与え、信頼損なう」

会見に同席した渡辺三雄常務理事も、平成20年度上半期の歯科診療報酬が前年同期比3.4%増の約1兆2483億円で、改定率0.42%を大幅に上回っている、と報じられたことを批判。「医療費は、受診延日数と1日当たり医療費の結果が反映されるもの」として、受診延日数は平成19年度上半期が▲2.8%で、平成20年度上半期が0.9%であったことから、「患者の伸びは3.7%であり、歯科用貴金属の価格引き上げ等を踏まえると、記事の論調は間違った報道」との見解を示した。

さらに渡辺常務理事は、文書提供の簡素化について「中医協での調査結果に基づき、中医協の場で何

度も議論して決めたもの」、2回目以降の歯周基本治療の算定が可能になったことに対しても、「従来の形に戻しただけ。患者により適切な歯科医療を提供するために改められた」と主張した。

(筆者注・・・「受診延日数は平成19年度上半期が▲2.8%で、平成20年度上半期が0.9%であったことから、『患者の伸びは3.7%であり、』は、おかしいのではないか。あくまでも、平成20年度上半期の受診延日数の伸び率は前年比0.9%であると思うが。「患者の伸びは3.7%」は、2年前との比較ではないのか。)

日歯メールマガジン-[No.096 09/03/23]

#### ■情報提供と歯科疾患管理で受療意欲向上を

日本歯科医師会社会保険担当常務理事 渡辺 三雄

平成20年4月～9月の歯科医療費の伸びは前年比3.4%増であった。これを朝日新聞は2月27日付朝刊で問題視しているが、受診率すなわち患者の来院日数の増加と改定率及び金銀パラジウム合金の公示価格の引き上げを考えれば、この改定結果は妥当な範囲であることが分かるはずである。

---

上の渡辺三雄常務理事のコメントにあるように、歯科医療費は、診療報酬の改定率のほかに、受診延日数の伸び率、1日当たり医療費の伸び率、歯科医療費の自然増、金銀パラジウム合金の価格改定等にも大きく影響される。

実際の歯科医療費の伸びに影響するものとして、各検査・処置などの算定要件がある。ある項目の算定要件がゆるければ、その項目の医療費は伸び、逆に算定要件が厳しければ、医療費は低下する。この部分は「1日当たり医療費の伸び率」に影響するだろう。

朝日新聞の記事は、日本歯科医師会、日本歯科医学会が、この算定要件を決定する過程で、各検査・処置を算定しやすいように操作したのではないかとの疑いを書いたものである。

そこで、これらの要因がどのような実際に影響を与えたのかを検証してみる。

まずは歯科医療費の伸び。

2009年2月27日付け朝日新聞では、08年度上半期の歯科医療費の伸びが3.4%であると記載されているが、2009年4月25日付け朝日新聞では「08年度上半期の歯科医療費の伸びは前年同月比2.8%増」と訂正されている。これは間違いではなくて、3.4%は休日等の影響を補正する前の数値、2.8%は休日等の影響を補正した数値である。休日等の影響を補正した数値のほうが実態に近いので、此处ではこの数値を用いる。(次ページの表)

データは、最近の医療費の動向(平成20年度)

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/database/zenpan/iryuu\\_doukou\\_h20.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/database/zenpan/iryuu_doukou_h20.html)から。

		休日数等の影響を補正した医療費総額の伸び率(対前年同期比) (A)
平成 20 年4～12 月		3.0
	4～9月	2.8
	10～12 月	3.5

平成 20 年 10 月以降も増加の傾向は続いているようである。

ちなみに、過去の歯科医療費の伸びは次の表のようになっている。

(休日数等の影響を補正した医療費総額の伸び率 (対前年同期比))

医療費総額の伸び率 (対前年同期比)		歯科
平成 16 年度		0.3
平成 17 年度		1.1
	4～9月	0.5
	10～3月	1.7
平成 18 年度		▲ 2.8
	4～9月	▲ 2.5
	10～3月	▲ 3.0
平成 19 年度		▲ 0.2
	4～9月	▲ 1.1
	10～3月	0.7
平成 20 年4～10 月		3.0
	4～9月	3.4
	10～12 月	1.5
	4月	5.1
	5月	1.7
	6月	0.5
	7月	4.4
	8月	0.6
	9月	8.1
	10 月	1.0
	11 月	▲ 1.2
	12 月	4.6

平成 20 年 4 月に改正された歯科の診療報酬改定率は 0.42%の UP であるが、歯科医療費にもわずかではあるが自然増があり、又、歯科医療の特殊事情として、冠や詰め物に使用される金銀パラジウム合金の価格変動が歯科医療費に大きく影響する。

自然増については見解が分かれる。

過去の歯科医療費総額の伸びを以下に示す。(赤文字は診療報酬の改定のない年)

過去 4 回 (平成 13 年度、15 年度、17 年度、19 年度) の歯科医療費の伸び率の平均は 0.2%となる。

過去 2 回の平均は 0.45%となる。

歯科医療費の自然増は 0.2~0.45%といえないこともなかろうが、この考察では 0.3%という仮定の数値を使用する。

	歯科
13 年度 (2001 年度)	1.9
14 年度 (2002 年度)	-0.4
15 年度 (2003 年度)	-2.0
16 年度 (2004 年度)	0.3
17 年度 (2005 年度)	1.1
18 年度 (2006 年度)	-2.8
19 年度 (2007 年度)	-0.2

金銀パラジウムの影響率については、【日本歯科評論 通刊第799号 Vol.69 No.5 (2009.5) 「視点」現行保険制度を活かしながらの再生 中道勇 ◆金属価格の値下げ】に記載された数値を使用する。

(引用……昨年4月の告示価格は697円、10月に106円引き上げられて803円になったわけであるが、医療費ベースに換算して昨年4月が0.501%、10月が0.6761%アップした。)

10月以降は前年比では、0.501%+0.6761%で、1.1771%となる。

	診療報酬改定率 ①	自然増 ②	金パラ改定影響 ③	①+②+③ (B)
平成 20 年 4~12 月	0.42	0.3	0.747	1.467
4~9 月	0.42	0.3	0.501	1.221
10~12 月	0.42	0.3	1.177	1.897

上の表のように、平成20年4月の改定においては、1.221%程度の歯科医療費の上昇は想定されていたはずなのである。

しかし、これではまだ、実際の歯科医療費の伸び率2.8%には届かない。(2.8%-約1.2%=約1.6%)

	(A)-(B)
平成 20 年 4~12 月	1.533
4~9 月	1.579
10~12 月	1.603

(A) 休日数等の影響を補正した医療費総額の伸び率(対前年同期比) (B) 想定された歯科医療費の伸び

歯科医療費に影響を与える歯科の特殊要因に金銀パラジウム合金の価格変動を挙げたが（0.501%）、この影響を除いた数値を、医科の診療費の伸びを比べてみる。

歯科医療費の伸び率2.8%から、金銀パラジウム合金の価格変動による歯科医療費への影響率0.501%を差引くと、2.299%となる。この数値は、医科入院外と比べると大きいですが、全体の医療費の伸び率と比較すれば、そう突出した数値であるとはいえないのではないだろうか。

休日数等の影響を補正した 医療費総額の伸び率 (対前年同期比)	総計	医科入院 + 医科食事 等	医科 入院外
平成 20 年4～12 月	2.1	2.2	0.3
4～9月	1.8	1.9	▲ 0.1
10～12 月	2.6	2.7	0.9

では、診療報酬改定率、自然増、金銀パラジウム合金価格改定のほかに何が影響したのであろうか。

先の渡辺三雄常務理事のコメント「医療費は、受診延日数と1日当たり医療費の結果が反映されるもの」にその理由が隠されている。この部分が改定率等の数値として現れてこない、すなわち、朝日新聞が疑惑として見ている部分なのであろう。

次の朝日新聞の次の大久保会長に対する質問に朝日新聞の持つ疑念がよく滲み出ている。

==08 年度上半期の歯科医療費の伸びは前年同月比2.8%増。医科の入院外（同0.1%減）や入院費（同1.9%増）に比べても大きい。診療報酬を請求しやすいようにして伸び率を確保したのでは。

ここで、受診延日数の伸び率（対前年同期比）と1日当たり医療費の伸び率（対前年同期比）の推移を見てみる。

	受診延日数の伸び率(対前年同期比) ④	1日当たり医療費の伸び率(対前年同期比) ⑤	④+⑤ (C)
平成 20 年4～12 月	0	2.7	2.7
4～9月	0.9	2.4	3.3
10～12 月	-1.7	3.2	1.5

平成 20 年度上半期では、受診延日数は 0.9%伸びており、1日当たり医療費の伸び率は 2.4%増と大幅に伸びている。

2008.12.18 の日本歯科総合研究機構の資料によれば、65 歳以上の歯科医療費は過去一貫して増加傾向にあり、日本の高齢化を考慮すれば、1日当たり医療費の伸び率 2.4%増の一部分はこの理由によるも

のであろうが、この理由が大部分を占めているとも思えない。

1日当たり医療費の伸びが、歯科医療費の伸びに大きく影響し、その1日当たり医療費の伸びが大きく伸びたのは算定要件の変更により診療報酬が算定しやすくなったからの主張は、一概に間違っているとは言えないであろう。

となれば、朝日新聞の疑念は当然ということになる。

朝日新聞の主張と日本歯科医師会の主張と、どちらが正しいのであろうか。

確かに、診療報酬改定率よりも、実際の歯科医療費は伸びている。歯科医療費について深い理解のない一般に読者にとっては、診療報酬改定率と実際の歯科医療費の伸びに乖離があることは理解しにくいであろうし、この朝日新聞の主張は一般の読者にはすんなりと受け入れられるかもしれない。

ただ、これも一般の読者には到底理解できないだろうが、歯科医師には、「06改定の怨念」が深く心の奥に突き刺さっているのである。

この歯科医師としてのプライドを大きく傷つけた「06改定」の悪魔の算定要件厳格化、縛り強化は、正常な歯科診療の遂行さえも出来なくなるほどだったが、平成20年度の改定でそれがある程度緩和された。ただ、これは歯科医師側から見れば、算定要件が緩和されたわけではなく、元に戻っただけなのである。日々の診療が実際の臨床に即したものになっただけのことなのである。

元に戻った算定要件を、「緩和」と呼ぶのは、一時的に引き上げられていた課税率を下げることを「減税」と呼び、臨時の減税措置を解除することを「増税」と呼ぶのとそう変わりはない。

しかし、これも同じく、一般の読者には理解されないであろう。

結局は、2006年度の改定の際に行われた内容が、国民にこれっぽっちも理解されていなかったことが、こういう記事を出されることになった大きな原因であろう。歯科医師側の広報戦略の過ちともいえる。言い換えれば、我々自身が起こしたミスが、この結果を引き起こしたとも言えるのである。

勿論、日本歯科医師会などいろんなチャンネルを通して広報をしてきたのだろうが、それが患者さんに伝わっていたのかが、今になって問われているのである。現場の混乱が、国民の不利益として捕らえられていなかったというのが正直なところであろう。朝日新聞としても、実はこういう背景を理解した上で確信犯的に記事にしたのかもしれない。

なぜ朝日新聞が、こういう歯科医師バッシング記事を書いたのか。もし、根底に横たわる歯科医療に対する不信感があるなら、我々歯科医師はそれを払拭する努力が求められている。

歯科医療者側も、正しい情報を国民に向けてもっと発信する必要がある。

例えば、平成20年度の保険改定で幾分か改善されたが、歯科の処置には、何十年もその評価が変化していない項目が多数ある。

一つ国会の質問主意書を紹介する。

質問主意書

質問第七四号

歯科の診療報酬に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十二月五日

小 池 晃

参議院議長 江 田 五 月 殿

---

#### 歯科の診療報酬に関する質問主意書

近年の診療報酬のマイナス改定は、患者窓口負担の相次ぐ引上げによる受診抑制とあいまって、医療機関の経営悪化をもたらし、医療従事者の労働強化や医療の質と安全性を低下させるとともに、地域における医療提供体制の崩壊に拍車をかけている。特に歯科診療については、長期間にわたって診療報酬点数が引き上げられない項目が多く一層問題は深刻である。そもそも歯の健康状態を保持することは、全身の健康にも大きな寄与をもたらし、結果的に医療費を低く抑える効果をもたらすことは東北大学の渡邊誠教授や兵庫県保険医協会や香川県などの研究でも明らかになっており、全身の健康保持のためにも、低く抑えられてきた歯科の診療報酬を適切に評価することが求められている。

よって、以下質問する。

一 歯科の診療報酬のうち二十年前と比較して点数が変わっていない項目について明らかにされたい。また、二十年間もの間にわたって引上げが行われていないことは、この間の物価・人件費の伸びなどと比べても、明らかに均衡を欠くのではないかとと思われるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 長期にわたって改定が据え置かれた項目を始めとして、歯科の診療報酬について適切な診療を確保するための十分な評価が行われるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

---

答弁書

答弁書第七四号

内閣参質一六八第七四号

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

参議院議長 江 田 五 月 殿

参議院議員小池晃君提出歯科の診療報酬に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

---

#### 参議院議員小池晃君提出歯科の診療報酬に関する質問に対する答弁書

一及び二について

現在の歯科診療報酬点数表において、評価される診療行為及び点数の双方が、昭和六十一年四月時点の歯科診療報酬点数表と同じである項目は、検査の部に掲げられているスタディモデル、平行測定（支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が5歯以下の場合に限る。）、下顎運動描記法（MMG）、チェックバイト検査、ゴシックアーチ描記法及びパントグラフ描記法、画像診断の部に掲げられている写真診断（単純撮影における歯科エックス線撮影のうち、全顎撮影以外の場合に限る。）及び歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織（単純撮影における歯科エックス線撮影のうち、全顎撮影以外の場合に限る。）、処置の部に掲げられている知覚過敏処置、乳幼児齲蝕薬物塗布処置、歯髄切断、根管充填における加圧根管充填の加算、外科後処置、歯周疾患処置、暫間固定（著しく困難なものを除く。）、暫間固定装置修理（簡単なものに限る。）、口唇プロテクター、線副子、床副子（著しく困難なものに限る。）、歯周治療用装置、歯冠修復物又は補綴物の除去（根管ポストを有する鋳造体の除去を除く。）、暫間固定装置の除去、根管内異物除去、有床義歯床下粘膜調整処置及びラバー加算、手術の部に掲げられている抜歯手術（乳歯及び難抜歯並びに上顎洞へ陥入した歯牙の除去術に限る。）、ヘミセクション（分割抜歯）、抜歯窩再搔爬手術、歯根嚢胞摘出手術、歯槽骨整形手術、骨瘤除去手術、外歯瘻手術及び歯肉歯槽粘膜形成手術（歯肉弁側方移動術に限る。）、歯冠修復及び欠損補綴の部に掲げられている印象採得（欠損補綴の単純印象及び副子に限る。）、装着（歯冠修復におけるその他、欠損補綴における口蓋補綴、顎補綴及び副子の装着の場合に限る。）、咬合採得（歯冠修復及び欠損補綴におけるブリッジ（支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が6歯以上の場合を除く。）に限る。）、鋳造歯冠修復（4分の3冠及び5分の4冠に限る。）、ジャケット冠、硬質レジンジャケット冠、乳歯金属冠、臼歯金属歯、補綴隙、充填物の研磨、有床義歯床裏装（局部義歯における9歯から11歯までに限る。）、帯冠金属冠修理、合金金鉤修理及び歯冠継続歯修理並びに歯科矯正の部に掲げられている歯科矯正診断料、歯科矯正管理料、模型調製、動的処置、印象採得（マルチブラケット装置に限る。）、咬合採得、装着、撤去、セパレイティング、結紮、床装置、リトラクター、プロトラクター、拡大装置、アクチバートル（FKO）、リンガルアーチ、マルチブラケット装置、保定装置、鉤、帯環、ダイレクトボンドブラケット、フック、弾線、トルキングアーチ、附加装置、矯正用ろう着及び床装置修理である。

厚生労働省としては、歯科診療報酬については、物価、賃金等の動向、歯科医療機関の経営状況、医療保険財政の状況等を総合的に勘案し、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえ、必要な項目については重点的に評価するなど、適切に設定しているところであり、今後とも、適切な歯科診療の確保を図るため、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえ、適切に設定してまいりたい。

---

読むのに苦労するくらい点数の変化していない項目が並んでいる。これが、歯科医療の実態なのである。こんなことを国民は誰一人として知らないであろうし、朝日新聞も勿論報道しない。06改定時の歯科医療費大幅減少には一言も触れずに、歯科医療費が増えた時点だけに焦点を当て報道するあの朝日新聞の報道は我々から見れば片手落ちなのだが、いかんせん、我々はフィルターのかかっている大手メディアを操作する力を持ち合わせていない。

もう少し、我々歯科医師も外の眼を意識する必要があるのではないか。発信の方法はたくさんあるはずである。

そう、毎日私たちの診療所に訪れてくれている患者さんが目の前にいるではないか。

この勝負、悔しいが、どう見ても、一般の読者から見れば、朝日新聞の勝ちなのである。

2009/04/29

みんなの歯科ネットワーク

チュー